



# JECニュース

財団法人 上越環境科学センター

No.10 2005年 冬季 発行

JEC ニュース 2005 年冬季号では、食品衛生法について特集します。近年、食品の安全性や健康に対する国民の意識が高まっていますが、国内法ではどのようにこの問題に取り組んできているのか紹介します。また、この他に地球環境問題に対する企業の取り組みとして、京都議定書の目標達成に向けた事例等の情報を紹介します。

## ・食品衛生法について

1) 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 15 年 5 月 30 日公布、法律第 55 号)

平成 15 年 5 月 30 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律の一部が、平成 16 年 2 月 27 日より施行されております。改正内容の概要は以下のとおりです。

- ・ 目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化
- ・ 農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)
- ・ 特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通
- ・ 監視指導計画の策定等による監視・検査体制の強化
- ・ 総合衛生管理製造過程(HACCP)承認への更新制導入
- ・ 大規模・広域な食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査の要請等
- ・ 厚生労働・農林水産大臣間の規制の連携・協力

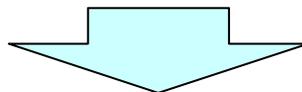
BSE 問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まりを受け、食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図ることを目的として改正がなされました。

また、食品の安全性の検査に関して、輸入品等の命令検査を実施する制度も指定制から登録制に切り換えられました。当センターでも、平成 17 年 6 月より食品衛生法による登録検査機関の登録を受け、これまで実施してきた食品検査業務に加えて、輸入食品の命令検査等の業務も実施できるようになりました。

### 検査機関の指定制 登録制への切り換え

改正前

輸入品等の命令検査を実施する検査機関は、指定検査機関に限定されており、指定検査機関は 1 県 1 機関でした。



改正後

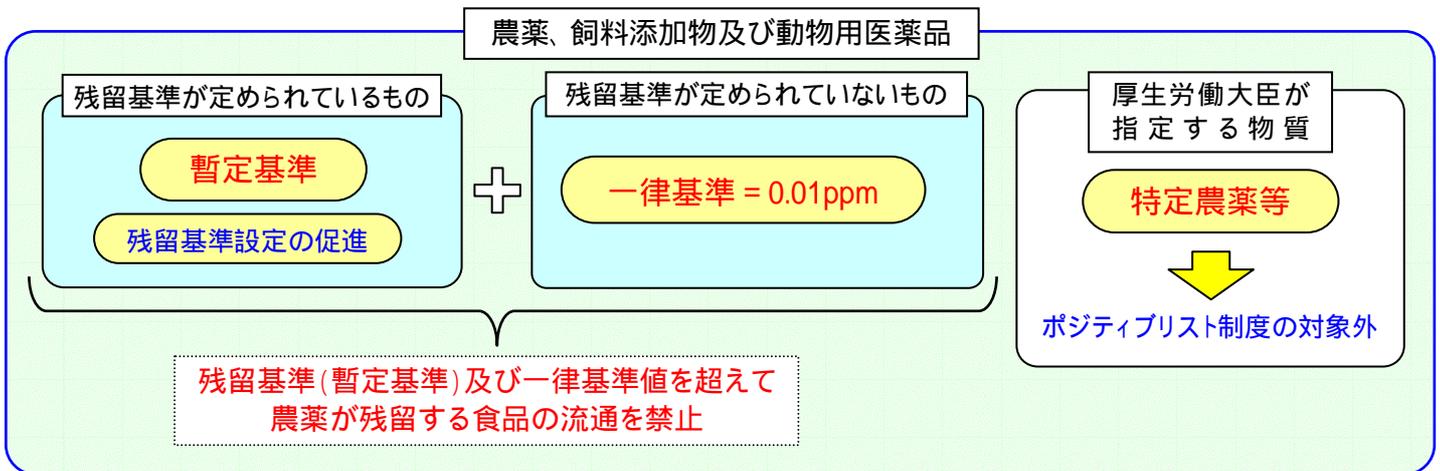
1 県 1 機関の指定制から登録制に切り換え、登録を受けることで民間の検査機関の参入が可能となり、登録検査機関で行うことができる食品等の検査も拡大されました。

また、命令検査の対象食品等の政令指定を廃止し、違反の蓋然性に応じて機動的に対応できるようになりました。

2) 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入について(追加情報)

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下「農薬等」)に関し、ポジティブリスト制度にかかる関係法令が公布され、2006年5月29日に施行することになりました。これにより、農薬等が残留する食品の販売等が原則禁止されることとなります。JEC ニュースでは、夏号に暫定的な情報を紹介しましたが、今回は公布された法令の情報をお届けします。

**【ポジティブリスト制度】**



ポジティブリスト制度では、加工食品を含む全ての食品を対象に規制を行うこととなります。規制基準は、下記のとおり区分されます。

(1) 食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

**暫定基準**：ポジティブリスト制度の施行までに、現行法第11条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた設定(平成17年厚生労働省告示第499号)登録等と同時の残留基準設定など、**残留基準設定の促進をおこなう**

(2) 残留基準が定められていないもの

**一律基準**：人の健康を損なうおそれのない量として、厚生労働大臣が一定量を告示 **0.01ppm**(平成17年度厚生労働省告示第497号)

(3) 厚生労働大臣が指定する物質

**特定農薬等**：人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを厚生労働大臣が告示(65物質)ポジティブリスト制度の対象外(平成17年厚生労働省告示第498号)

現行の制度では、残留基準が設定されていない農薬等が残留していても基本的に流通の規制はありませんでしたが、この改正により、加工食品を含む全ての食品に現行の残留基準、暫定基準あるいは一律基準のいずれかが適用されることとなります。

<改正前>				[単位:ppm]
	農薬 A	農薬 B	農薬 C	
米	0.5	5.0		改正前は、農薬ごとに規制対象食品及び残留基準が定められていました。この時、対象外のもの(左表の色枠)については、未規制でした。
小麦	1.0			
ハクサイ				
ブドウ		1.0		

(黒:残留基準)

<改正後>				[単位:ppm]
	農薬 A	農薬 B	農薬 C	
米	0.5	5.0	1.0	改正により、残留基準、 <b>暫定基準</b> が定められていなくても、 <b>一律基準</b> が適用されることになりました。
小麦	1.0	2.0	0.01	
ハクサイ	0.5	0.01	2.0	
ブドウ	0.01	1.0	0.01	

(黒:残留基準、赤:暫定基準、青:一律基準値)

### 3) 『保健機能食品制度』について

日常生活の中で『特定保健用食品』(いわゆる“**トクホ**”)という言葉を目にする機会があると思います。

『健康食品』と言われる商品市場は、昨今の健康志向の高まりから急成長している一方、一部の『健康食品』の虚偽・誇大広告や商品による健康被害も報告されております。

“保健機能食品制度”とは、これまで多種多様に販売されていた、“いわゆる『健康食品』”のうち、一定の条件を満たした食品を『保健機能食品』と称することを認める制度で、国への許可等の必要性や食品の目的、機能等の違いによって、『特定保健用食品』と『栄養機能食品』に分類されています。

薬事法	食品衛生法	
医薬品	保健機能食品	
	特定保健用食品 (個別許可型) 567商品	栄養機能食品 (規格基準型)
		一般食品 いわゆる健康食品を含む

特定機能食品の許可商品数は、2005年12月9日現在のもの

#### 『健康食品』とは？

一口に『健康食品』といっても用語自体は、法令上定義されているものではなく、一般に『健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般』を指すものとして便宜上用いているものです。

この『健康食品』と呼ばれている食品には、実際に「健康の保持増進効果」があるかどうかを確認されているものもあれば、そうでないものもあります。

健康食品と呼ばれているものには、「健康補助食品」、「栄養補助食品」、「健康飲料」、「サプリメント」などといったものがありますが、これらは販売業者等が独自の判断で「健康食品」と称して販売しているもので、国がその効果を確認したものではありません。

こういった「健康食品」のなかで、国がその「健康の保持増進効果」を確認したものだけが、『特定保健用食品』、『栄養機能食品』として表示することができます。

#### 『特定保健用食品』と『栄養機能食品』

『特定保健用食品』は、製品の製造に係る品質管理体制や多くの実証試験など厚生労働省による厳しい審査を経て有効性及び安全性が評価され、厚生労働大臣の許可を得たもので、製品には右記のマークが表示されています。

『栄養機能食品』は、主にビタミン、ミネラルといった人間の生命活動に不可欠な栄養素について、医学・栄養学的に確立した機能の表示を行った食品であり厚生労働大臣の定めた基準に従って、自己認証により表示を行った食品で現在17成分(亜鉛、カルシウム、ビタミンなど)について、規格基準が定められています。

このトクホの制度は平成3年から始まった世界で初めての画期的な制度として、世界各国から注目されています。近年、生活習慣病など現代病といわれる病気が問題となるなか、一人一人が健康で豊かな生活を送るためバランスのとれた食生活を送るための摂取目安量などをよく守り、活用していきましょう。



#### ・京都議定書の目標達成に向けた取り組みについて

京都議定書は、地球温暖化に影響するといわれる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄)の長期的かつ継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガスの削減を、法的拘束力を持つものとして、1997年12月に採択され、2005年2月に発行されました。この議定書では、先進締約国に対し、2008~12年における温室効果ガスの排出を、1990年比で5.2%(日本:6%)削減することが義務づけられています。

この目標の達成に向けて、政府は「地球温暖化対策推進大綱」、「京都議定書目標達成計画」などにより対策の推進を図っています。また、産業界の取り組みとして、日本経団連は1997年6月に「経団連環境自主行動計画」

を策定しました。これは、各産業が温暖化対策と廃棄物対策について、自主的な取り組みにより継続的な改善を続ける仕組みとして策定されたもので、多くの産業が数値目標を掲げています。この内、温暖化対策については次のような資料が公表されています。

「温暖化防止対策事例集 CO<sub>2</sub>排出削減 600 のヒント (2005 年度改訂版)」(2005 年 10 月)

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/076.html>)

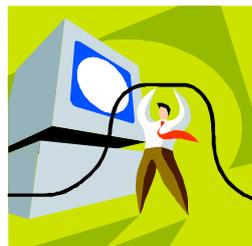
「温暖化対策 環境自主行動計画 2005 年度フォローアップ結果 概要版」(2005 年 11 月)

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/086/index.html>)

これらの資料では、排出削減に向けた具体的な取り組み方法などが解説されています。以下に、取り組み事例について、その一部を紹介します。

#### < オフィスにおける対策事例 >

- ・省エネ設備の導入 (蓄熱空調システム、太陽光発電設備等)
- ・OA 機器、照明器具等の省エネ機器への変更
- ・断熱・遮光ガラスの導入、ガラスへの遮光フィルムの貼付
- ・空調の効率運転、設定温度の調整
- ・昼休みの消灯や間引き点灯、エレベーターの使用削減
- ・社用車の廃止



#### < 物流における対策事例 >

- ・輸送トラックの大型化や共同輸送による物流効率の改善
- ・鉄道貨物、船舶へのモーダルシフト
- ・物流拠点の統廃合
- ・低燃費車、電気自動車、天然ガス自動車等の導入
- ・アイドリングストップ、急発進抑制等による低燃費運転の励行
- ・製品の軽量化や梱包の見直しによる積載量の低減
- ・荷主事業者と物流事業者の連携による物流効率化の取り組み



#### < 製品やサービス等を通じた貢献など LCA 的観点からの取り組み事例 >

- ・高効率ヒートポンプや各種省エネ機器の開発・提供
- ・省エネに資する材料やシステムの開発・提供
- ・コジェネ、燃料電池システムの開発・提供
- ・廃棄物をセメント減量や熱エネルギーとして利用



定量的評価の事例 (効果は業界推定)

- ・電気冷蔵庫：ライフサイクル全体での CO<sub>2</sub> 排出量を 30%削減 (1995 - 2000)
- ・高機能化鋼材：90 年代に製造した主要 6 品種による削減効果 約 650 万 t-CO<sub>2</sub>
- ・液晶ディスプレイ：パソコンにおける LCD 普及の節電効果 (2003) 約 30 億 kWh
- ・ティッシュペーパーのコンパクト化：輸送時の CO<sub>2</sub> 排出原単位を 35%改善
- ・サルファーフリー自動車燃料：大気汚染改善、4~5%の燃費改善

#### < 森林及び吸収源対策の事例 >

- ・名刺、パンフレット、CSR レポート等への国産間伐材の利用
- ・自治体や企業主体の森林ボランティア活動への積極参加
- ・オーストラリア等、国外での植林事業の推進



JEC ニュースは、当センターのホームページによる配信も行っております。省資源化の取り組みとして、ご理解とご協力をお願いします。

財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882

E-mail : [info@jo-kan.or.jp](mailto:info@jo-kan.or.jp)

ホームページ : <http://www.jo-kan.or.jp>

担当：業務課 / 中嶋・森・長崎

#### 【編集一口メモ】

想定外の大雪に見舞われたことからか？ JEC ニュースの発行も春の気配を感じられるこの時期になってしまいました。“全てに優しく”の願いから、今回のキーワードは安全、健康、そして地球です。

(by:Y.K)

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。

編集担当：下鳥・柗木